別紙１

## １．携帯情報端末の持込み及び使用について

携帯情報端末（タブレット端末、ノートパソコン及びスマートフォン）については、次の場合に限り、持ち込み、使用することができるものとし、こうした機能を有しない携帯電話等の機器は、会議中、電源を切断するものとする。

- 議案書等を閲覧するとき
- 審議のために原稿や資料を閲覧又は検索するとき
- 他の議員、説明員等の発言を記録するとき

使用に当たっては、自ら電源を確保するものとし、音声、操作音等を発することや、動画撮影、写真撮影、録音及び外部への発信・投稿は禁止する。

なお、説明員についても、議員同様の取扱いとする。

## ２．報道機関に対する取材等の許可及び関係者の間接傍聴について

### （１）報道機関に対する取材等の許可

- 本会議及び議員全員協議会に係る報道機関からの取材、撮影及び録音の許可の申出があれば、条件を付して許可を行うものとする。

### （２）間接傍聴

- 構成市町村の関係者の傍聴は、別室において間接（音声）傍聴により行うものとする。